

第16回 下関市まち・ひと・しごと創生推進会議

日 時 令和8年（2026年）8月19日（水）14：00～16：00

場 所 下関市役所 5階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 企画政策部長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略 進捗状況
- 5 地方創生関係交付金事業 進捗状況
- 6 下関市過疎地域持続的発展計画 進捗状況
- 7 閉 会

配布資料

1. 次 第
2. 座 席 表
3. 委員名簿
4. 要 綱
5. 参考資料 第3次下関市総合計画 概要版
6. 【資料1】 第3期下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況（総括表）
7. 【資料2-1】 交付金事業①「菊川おもてなしプロジェクト」
【資料2-2】 交付金事業②「豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生事業」
【資料2-3】 交付金事業③「多様なライフスタイルが実現できる「まちの拠点」創出事業」
【資料2-4】 交付金事業④「ホテル誘致を起爆剤とした官民協働でのエリア再生」
【資料2-5】 交付金事業⑤「公民共創による持続可能な下関市移住モデル確立プロジェクト」
【資料2-6】 交付金事業⑥「半導体・蓄電池産業集積強化事業」
【資料2-7】 交付金事業⑦「スタートアップによる地域産業の活性化及びデジタル化推進事業」
【資料2-8】 交付金事業⑧「下関の人事部を中核とした事業承継・人材課題解決支援モデル構築プロジェクト」
【資料2-9】 交付金事業⑨「地域資源を活用した公民共創まちづくり推進事業」
【資料2-10】 交付金事業⑩「自分らしく働ける職場づくりの地域展開プロジェクト」
【資料2-11】 交付金事業⑪「～至ふくの体験～下関「ふく」ブランド再構築と関門の恵み（地域資源）を活かした感動体験プロジェクト」
【資料2-12】 交付金事業⑫「道の駅「きくがわ」リニューアルによる菊川地域観光交流拠点再生プロジェクト」
8. 【資料3】 下関市過疎地域持続的発展計画の進捗状況

■ 下関市まち・ひと・しごと創生推進会議 委員名簿

令和6年8月より3年間（敬称略）

	所属団体	役職	氏名
1	一般財団法人 下関21世紀協会	副理事長	山崎 早緒吏
2	一般社団法人 下関青年会議所	理事長	松村 優太
3	特定非営利活動法人 下関子ども・子育てネット	理事	桑畑 洋一郎
4	下関商工会議所	事務局長	宇原 泰司
5	下関市商工会青年部	-	山口 弘将
6	山口県農業協同組合 下関統括本部女性部	部長	藤田 幸枝
7	山口県下関県民局	局長	崎山 和哉
8	公立大学法人 下関市立大学	副学長	杉浦 勝章
9	株式会社 みなと山口合同新聞社	山口新聞編集局長	石田 晋作
10	株式会社 コミュニティエフエム下関	代表取締役会長	富永 洋一
11	一般財団法人 ちいき未来研究所	調査研究部長	能野 昌剛
12	山口銀行	営業統括部長	伊藤 忠志
13	西中国信用金庫	営業サポート部長	中村 克幸
14	日本政策金融公庫 下関支店	支店長兼中小企業事業統轄	堂脇 慎
15	下関公共職業安定所	業務部長（次長）	河野 和成
16	山口県中小企業診断協会	理事	阪本 和幸
17	下関市スマートシティ推進協議会	-	平岡 祐二
オブザーバー	中国財務局 山口財務事務所	所長	波田 英之

下関市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

平成27年4月15日制定

令和8年4月1日一部改正

(目的)

第1条 下関市におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、下関市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(会議内容)

第2条 推進会議の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略策定のための意見・提言
- (2) 総合戦略に基づいて実施した施策及び事業の効果検証並びに総合戦略改訂のための意見・提言
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、市民をはじめ、産業関係、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関の代表者及びその他市長が必要と認める者から構成する。ただし、総合戦略の改訂等により、必要に応じて委員の構成を変更する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、前条第2項ただし書きの規定による場合は、この限りではない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任はこれを妨げない。

(会議)

第5条 推進会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、下関市企画政策部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。